

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 9月度)

- 1 日 時 令和3年9月2日(木)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時13分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 ρ夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
第4号議題 非農地判断の取り扱いについて
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長 赤倉 哲郎
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和3年度9月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は3件です。

まず1件目は、氷見市**——番で、申請面積は——m²、登記地目は田です。

譲渡人 富山市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は譲渡人の相続登記が完了したため、過去に貸借関係にあった**氏と調整され、贈与による所有権移転となったものです。**氏は隣の農地を耕作しており、一体として管理できるという点でメリットがあります。

次に2件目は、氷見市**——番で、申請面積は——m²、登記地目は畑です。

譲渡人 中新川郡**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は当該農地付近で畑作をしている譲受人の作業所がすぐ側にある縁で話し合いとなり、所有権移転となったものです。

次に3件目は、氷見市**番で、申請面積は—m²、
登記地目は田です。

譲渡人 富山市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は譲受人が**地区で自然農法栽培をされており、その栽培を指導している方が仲介役となって調整され、贈与による所有権移転となったものです。現在、当該農地付近一帯はすべて遊休農地となっており、開墾して果樹栽培されるそうです。遊休農地解消につながる事例であります。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、説明いたします。

番号1、地区は—です。

申請人が氷見市**番地（氏名**）、

申請地は氷見市——番、地目は登記が田、現地の状況は宅地、面積は——m²です。目的は——のためです。

申請地は、平成3年に増築され、建築後30年が経過しているものです。

登記簿上の地目は田となっておりますが、*月**日に事務局にて現地確認をしたところ住宅敷地となっている状況でした。

(タブレットで位置、現況を確認)

番号2、地区は——です。

申請人が氷見市**——番地(氏名**)、

申請地は氷見市——番、地目は登記が田、現地の状況は宅地、面積は——m²です。目的は——のためです。

申請地は、昭和42年に建築され、建築後54年が経過しているものです。

登記簿上の地目は田となっておりますが、*月**日に事務局にて現地確認をしたところ住宅敷地となっている状況でした。

(タブレットで位置、現況を確認)

番号3、地区は——及び——です。

申請人が氷見市**——番地(氏名**)、

申請地は氷見市——番他、計——筆です。

地目は登記が田及び畑、現地の状況は山林、面積は——m²です。

目的は——のためです。

申請地は、植林され、20年以上が経過しているものです。

登記簿上の地目は田及び畑となっておりますが、*月**日に事務局にて現地確認をしたところ山林となっている状況でした。

(タブレットで位置、現況を確認)

今回、申請のありました非農地認定につきまして、番号1、番号2については、氷見市農業委員会非農地証明交付基準「第2条第1項第1号住宅等の敷地として一体的に利用され、建築後20年以上経過していること」、番号3については、氷見市農業委員会非農地証明交付基準「第2条第1項第3号 非農業的土地利用をされ、20年以上経過していること」に該当しており、その他の要件も満たしていることから、該当地が非農地である旨、所有者に対して非農地通知書を交付するものです。

今回、付された案件3件につきまして、非農地認定をして、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 固定資産税は地目変更しなければ現況が山林みたくても農地としてみなされているのですか。

（事務局） 基本はそうですが、現況で課税するので申出があれば山林になります。

（**委員） 山奥だと税金もあまり変わらないからそのままなんやね。

（**委員） 今回の番号3の申請者は、仕事柄わかったけど、実態はまだまだあるね。

□議長（会長） 他にありませんか。
……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題、農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 非農地判断の取り扱いについて につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） これまで非農地判断に係る国からの通知については、1番の経過のとおりですが、本年4月、農業委員会が非農地判断を行うことが相当でありながら放置されている農地がいまだ存在し、このような状況を放置しておくとならば農業台帳の正確な記録の確保が図られず、円滑な事務手続きを阻害する要因になりかねないとして、「非農地判断の徹底について」の通知があり、手続きの迅速化が求められております。

また、この通知の中では、3人以上の農業委員・推進委員で利用状況調査を行えば、その結果に基づき非農地判断ができるとされています。

この通知を受け、非農地判断の取り扱いについて今後どうするか、先般、農地委員会を開催し、協議していただきましたので、その結果について委員長から報告をしていただきます。

(**委員長) 先般**月**日に開催しました農地委員会での協議結果について報告いたします。

非農地の判断にあたっては、平成30年3月の通知のより、必ずしも総会の議決を必要としないとされたものの、従前の総会の議決の運用を継続してきました。

しかし、本年4月、非農地判断手続きの迅速化を求める「非農地判断の徹底について」の通知を重く受け止めるとともに、農業委員・推進委員3人以上で利用状況調査を実施するという示されましたので、運用の転換期ととらえました。

これにより、非農地認定の申請日によっては、2か月あまり非農地判断に要していたのが、数日でできるようになり、本通知の主旨である迅速化につながるものと考えます。

よって、本委員会は、これまでの総会の議決に代えて、農業委員1人・推進委員2人の3人の調査員による利用状況調査を実施し、その結果に基づき非農地判断をしていくという意見で一致しましたことをご報告いたします。

(事務局) 今ほどの委員長報告にありましたとおり、農地委員会で方向性を出していただきました。

委員長報告のとおり運用に変更してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

(**委員) 今後は総会に挙がらないということですか。

(事務局) 事後報告ということで、報告案件として挙がります。

(**委員) 農業委員は順番に誰か当たるのですか、自分のエリアですか。

(事務局) 今、毎月現地調査を順番にまわっていただいていますけども、非農地判断の案件が出てきた時は、次の当番の方に連絡をして日程調整をしてまわっていただくと。そうなった場合に農転、農振除外の現地調査はその次の方をお願いをしようと思います。

(**委員) この非農地判断ですが、地権者の方に話をしないで農業委員と推進委員で判断した場合に、地権者と農業委員会との間でトラブルは出ないですか。

(事務局) (非農地判断の手続き等の流れ及び調査員編成について、資料配布の上、説明)

非農地判断はそもそも所有者の意向で判断されるものではありません。しかし、所有者の意向によらず非農地対象リストに挙げて、一方的に非農地判断して、突然非農地通知が送られてくるという運用は、所有者とのトラブルになりかねないとの意見が農地委員会でもありました。そこで、農地パトロールの際の非農地判断は、対象リストに挙げた後、非農地判断の前に所有者に対して、現地調査を行う旨の事前通知書を送付する予定にしています。判断の前に事務局に問い合わせできる機会をつくれます。

なお、非農地判断のリスト化の際には、森林の様相を呈している農地を中心に挙げていただいて、非農地判断していくことで集積率の分母に当たる農地面積を減らしていければと思います。リストに挙がるものが森林化している農地であれば、非農地判断に対して所有者の方の理解も得られると思います。

□議長(会長) 他にありませんか。
……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第4号議題、非農地判断の取り扱いについてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会9月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月2日

議 長

署名委員

署名委員
